

川崎市告示第115号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 62 年川崎市条例第 4 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり自転車等放置禁止区域の指定を変更したので、同条第 2 項の規定に基づき準用する同条例第 7 条第 4 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

指 定 の 効 力 発 生 年 月 日	指 定 場 所	
	指 定 区 域	区 域 図
令和 7 年 3 月 2 2 日	川崎駅東口周辺	別図のとおり

